

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	建設物等の設置等に係る事前届出の廃止	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	労働安全衛生法		
規制の区分	<input type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
費用の分析		
② その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
③ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし	※

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の目的、内容及び必要性に係る参考情報》

○ 当省の照会

規制廃止の必要性について、「…同条第2項以降で、ボイラー、クレーン等の危険性の高い機械等の設置等について同様の届出を義務付けており、これにより同条第1項の規制の目的が達成されているため、…」と記載しているが、現行の法第88条第2項により、同条第1項の目的が達成されているとする経緯及び根拠について、具体的に御教示ください。

○ 厚生労働省の説明

現行の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第88条第1項を廃止することについては、同項による届出件数約1万2,000件のうち、明らかな法令違反は1件しかなかったこと、各事業所が同項で規定する基準よりも高い基準によるリスクアセスメントを実施している割合が高くなっていること等の実態を考慮したものである。

加えて、同項を廃止した後も、

- ① 同項に基づく届出を行う事業場には、同条第2項に基づく届出を求めているクレーンやボイラー等の危険性の高い機械等を設置している事業場もあり、そのような事業場については、当該機械等に係る届出を引き続き、現行の第2項（改正後の第1項）に基づいて義務付けることとなること、
- ② 事業場に対する監督指導等や現行の法第88条第2項に基づく事前の届出に係る実地調査などの機会において、第1項の届出によって確認していた機械等の配置等についても確認できること、
- ③ 特に危険性・有害性が高い機械等や大規模な建設業の仕事を行う場合等については、引き続き、現行の法第88条第2項から第4項までの規定により、事前の届出を求めること

から、労働者の安全衛生の確保が適切になされているか否かの確認を行うという法第88条第1項の目的が達成されると考えます。

《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

○ 厚生労働省の説明

改正案は、事業者がこれまで負担していた建設物等の設置等に係る計画の作成にかかる費用等を一切無くすものである。また、改正後も、現行の法第88条第1項の規制の目的を、同条第2項以降の規制等により達成することは可能であり、事前の届出を廃止することにより労働者の危険を防止するという便益は減少しない。このため、改正案の便益は、費用を上回っており、適当であると考えます。